

防府市国民健康保険料減免取扱要綱

令和 2 年 4 月 1 日制定

(目的)

第 1 条 防府市国民健康保険条例（昭和 4 4 年条例第 3 0 号。以下「条例」という。）第 2 3 条及び防府市国民健康保険条例施行規則第 2 1 条（以下「規則」という。）に規定する国民健康保険料（以下「保険料」という。）の減免に関する事務の取扱については、条例及び規則に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(条例第 2 3 条第 4 項による減免)

第 2 条 国民健康保険法（昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号。以下「法」という。）第 5 9 条の規定により給付制限を受ける者について、給付制限を受ける期間に係る所得割額及び被保険者均等割額を全額減免する。

2 法第 5 9 条の規定により給付制限を受ける者のみで構成される世帯に限り、給付制限を受ける期間に係る世帯平等割額を全額減免する。

(減免の適用期間)

第 3 条 第 2 条に規定する減免については、法第 5 9 条各号のいずれかに該当することとなった日の属する月から該当しなくなった日の属する月の前月までの保険料について、年度ごとの申請をもって適用するものとする。なお、法第 1 1 0 条の 2 の規定（賦課決定の期間制限）により、当該年度における最初の保険料の納期（当該納期後に保険料を課することができることになった場合にあっては、当該保険料を課することができることとなった日とする。）の翌日から起算して 2 年を経過する日までの期間に限り、保険料を減免することができる。

(申請)

第 4 条 条例第 2 3 条第 2 項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、納期限までに国民健康保険料減免申請書（第 1 4 号様式）に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、第 2 条に該当する場合において、納期限までに申請書を提出することができない特別な事情等が認められる場合は、この限りではない。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は市長が別に定める。

附則

この要綱は令和2年4月1日から施行する。